

# 金利スワップ取引清算業務における清算手数料等の見直しに係る制度要綱

2025年12月11日  
株式会社日本証券クリアリング機構

## I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務における清算参加者の円貨建清算約定に係る清算手数料等について、清算拡大に伴う清算参加者間の清算手数料格差の是正や、より分かりやすい料金体系実現の観点等から見直しを行うこととし、所要の制度整備を行う。

## II. 概要

項目	内容	備考
1. 円貨建清算約定に係る清算手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>株主清算参加者以外の清算参加者に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料について以下のとおりとする。<ul style="list-style-type: none"><li>a 円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料 当該各月の属する計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数に応じ、各月に成立した円貨建清算約定ごとに、次に掲げる金額の総額<ul style="list-style-type: none"><li>(a) 当該計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数が2,000件までの部分 1件あたり6,000円</li><li>(b) 当該計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数が2,000件を超え、10,000件までの部分 1件あたり2,000円</li><li>(c) 当該計算年度に成立した円貨建清算約定の累計件数が10,000件を超える部分 1件あたり500円</li></ul></li><li>b 円貨建清算約定に係る債務負担済残存取引手数料</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の株主清算参加者以外の清算参加者に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料については以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>a 円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料 当該各月に成立した円貨建清算約定ごとに、1件あたり8,000円</li><li>b 円貨建清算約定に係る債務負担済残存取引手数料 当該各月末日の経過時点で残存する円貨建清算約定ごとに、1件あたり700円</li></ul></li><li>株主清算参加者である清算参加者に係る新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料については現行どおりとする。</li></ul>

項目	内 容	備 考
	<p>料</p> <p>当該各月末日の経過時点で残存する円貨建清算約定の件数に応じ、当該残存する円貨建清算約定ごとに、次に掲げる金額の総額</p> <p>(a) 円貨建清算約定の件数が、8,000件以下の部分 1件あたり550円</p> <p>(b) 円貨建清算約定の件数が8,000件を超える、40,000件までの部分 1件あたり200円</p> <p>(c) 円貨建清算約定の件数が40,000件を超える部分 1件あたり135円</p>	
2. コンプレッションにより成立する清算約定に係る清算手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引毎コンプレッション、クーポン・ブレンディング、一括コンプレッション、参加者提案型コンプレッション及びJ S C C 提案型コンプレッションにより新たに成立する清算約定については、新規債務負担手数料の算出対象外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、各種コンプレッションにより成立する清算約定について新規債務負担手数料及び債務負担済残存取引手数料の算出対象としているが、このうち新規債務負担手数料について算出対象外とするもの。</li> <li>見直し後も、債務負担済残存取引手数料については、算出の対象とする。</li> </ul>
3. 取引報告手数料の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引報告手数料を廃止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、各国の取引情報蓄積機関等から当社に対して請求された利用料について、清算参加者ごとに報告件数を用いて按分し、取引報告手数料として清算参加者へ請求している。</li> </ul>

項目	内 容	備 考
4. 株主清算参加者の基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料に関する特則の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主清算参加者の基本料及び円貨建清算約定に係る清算手数料に関する特則に定める「自己取引上限額」、「委託取引上限額」についてそれぞれ 1 億 1, 240 万円、5, 000 万円とする。</li> <li>・ 計算年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで）の下半期（毎年 10 月 1 日から翌年 3 月末日まで）に当社に開設された委託取引口座または清算参加者が計算年度の下半期に株主清算参加者となった場合は、清算手数料の上限額は次のとおりとする。            「自己取引上限額」 5, 620 万円            「委託取引上限額」 2, 500 万円         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の「自己取引上限額」及び「委託取引上限額」については次のとおり。            「自己取引上限額」 1 億 240 万円            「委託取引上限額」 4, 000 万円         </li> <li>・ 現行、計算年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで）の下半期（毎年 10 月 1 日から翌年 3 月末日まで）に当社に開設された委託取引口座または清算参加者が計算年度の下半期に株主清算参加者となった場合の清算手数料の上限額は次のとおり。            「自己取引上限額」 5, 120 万円            「委託取引上限額」 2, 000 万円         </li> </ul>

### III. 実施時期

2026 年 4 月 1 日（予定）から実施する。

以 上